京極町

一般廃棄物処理基本計画

（令和6年度～令和15年度）

令和６年３月

京極町

目　　次

第１編　ごみ処理基本計画

第１章　一般廃棄物基本計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　計画の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　３　計画対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　４　計画収集人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　５　対象廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　６　計画目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第２章　京極町の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　１　位置・地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　２　気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　３　人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　４　産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　５　観光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　６　土地利用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　７　京極町の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第３章　ごみ処理の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　１　ごみの排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　２　ごみ処理体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　３　最終処分の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　４　ごみ処理施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

第４章　関連計画等の整理
　１　計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

第５章　将来ごみ量の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　１　人口予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　２　ごみ発生量の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　３　ごみ発生量の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　４　種類別ごみ発生量の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　５　最終処分量の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第６章　ごみ処理の課題
１　収集・運搬の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
２　減量化・資源化の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
３　最終処分場の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

第７章　ごみ処理基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
２　ごみ処理費の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
３　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分・・・・・・・・・・３１
４　ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項・・・・・・・・・３２
５　収集・運搬体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
６　その他ごみに関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

第８章　生活排水処理基本計画
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
２　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
３　生活排水の排出の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
４　生活排水の処理体系及び処理主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
５　生活排水処理基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

第１章　計画策定の趣旨

１　計画の背景と目的

今ある自然環境をより豊かにして次の世代に引き継ぐには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、限りある資源を循環利用するなど、環境への負荷を減らしていくことが重要です。

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」という規定により定められています。

本町のごみ処理に関しては、第６次京極町総合計画（計画期間：令和４年度～令和１３年度）において、「次世代につなげるまちづくり」として環境衛生の向上、循環型社会の構築を基本とするごみの排出抑制、資源化、適正処理に努めています。

これまで、生ごみの分別収集処理による堆肥化、プラスチック製容器包装リサイクルの推進等によりごみの減量化が図られており、また可燃ごみについては羊蹄山麓７町村での広域処理を行っており、平成２７年からは従来の焼却方式から新たなごみ処理方法として固形燃料化に移行しています。

本計画は、現在の社会情勢、経済情勢や本町の地域特性を踏まえつつ、長期的な視野に立って今後の循環型社会の構築とごみの発生抑制、適正処理を進めるための基本的な方向を示し、ごみ処理における資源化・減量化、収集・運搬、中間処理及び最終処分等の項目について、現況を把握し、廃棄物の適正な処理のための計画を策定することを目的とします。

また、生活排水処理については、本町における生活排水処理の現況を把握し、将来における適正な生活排水処理を行うための基本計画を定め、定めることを目的とします。

２　計画の構成

一般廃棄物処理計画は、図1-3-1に示すとおり、「一般廃棄物処理基本計画」と「一般廃棄物処理実施計画」から構成されます。また、基本計画と実施計画はそれぞれ、ごみに関する部分「ごみ処理基本計画」及び生活排水に関する部分「生活排水処理基本計画」から構成される。本家計画は、下記の「一般廃棄物処理基本計画」に位置付けられます。

<table>
<tr><td colspan="4">一般廃棄物処理計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理基本計画（本計画）</td><td colspan="2">一般廃棄物処理実施計画</td></tr>
<tr><td>ごみ処理基本計画</td><td>生活排水処理
基本計画</td><td>ごみ処理実施計画</td><td>生活排水処理
実施計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標年次を概ね１０年から１５年先において、概ね５年ごと改定するほか、計画策定の前提となっている。諸条件に大きな変更があった場合には見直しを行うことが適切です。</td><td colspan="2">毎年度末までに次年度に関するごみ及び生活排水処理について策定する必要があります。</td></tr>
</table>

図1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成図

３　計画対象区域

京極町（以下「本町」という。）は、後志総合振興局管内の東に位置する、面積が231.61㎢、人口が2,787人（令和６年３月末現在）の町です。

本一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）における計画対象区域は、本町の全域とします。

４　計画収集人口

本計画の計画収集人口は、全行政区域内人口とします。

５　対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。

６　計画期間と目標年次

本計画は、令和６年度から令和１５年度までの１０年間を計画期間とし、社会状況の変化に対応する必要があるとされた場合は、計画目標年次にこだわらず、計画の見直しを行うことができるものとします。

計画期間　：　令和６年度から令和１５年度までの１０年間

目標年次　：　令和１５年度

第２章　京極町の概要

１　位　置　・　地　勢

京極町は、北海道西部の後志地方の東部に位置しています。羊蹄山の東裾に位置しており、東は無意根連峰を境界として札幌市に接し、西は倶知安町、南は喜茂別町、真狩村、北は赤井川村にそれぞれ接しています。地勢は山岳、丘陵地が大部分を占め、平坦地は尻別川とワッカタサップ川との間に広がる沖積地及びペーペナイ川流域に限られています。

標高は役場所在地で海抜約２２８ｍ、平坦地以外は概ね２５０～４００ｍとなっており、畑地帯を形成しています。

①　面　　積：２３１．４９　ｋ㎡
②　方位（経度）：東経１４０°４３′０３″
　　（緯度）：北緯　４２°４８′５８″
③　長さ（東西）：１４．３㎞
　　（南北）：１３．８㎞

図2-1-1　位置図

２　気　象

本町の気象概況は表2-2-1、図2-2-1のとおりです。

周囲は山岳（西に羊蹄山、南に尻別岳、東に無意根山等）に囲まれており、気候は内陸的で日中と夜間の温度差が大きいのが特徴です。風は比較的弱いが、積雪は多く寒気も比較的厳しい状況となっています。

表2-2-1　気象概況

	平均気温（℃）	降水量（mm）	降雪量（cm）	平均風速（m/s）	日照時間（hr）
1月	-6.7	190	275	2.9	60.2
2月	-4.8	154	233	2.7	65.9
3月	2.4	46	25	3.2	189.3
4月	6.8	81	0	3.6	142.3
5月	11.9	43	-	3.4	232.5
6月	17.5	102.5	-	3.5	178.9
7月	21.9	60	-	3	140.5
8月	25.1	69.5	-	3.3	150.9
9月	19.2	224.5	-	2.3	137
10月	10.5	247	0	2.5	141.3
11月	4.5	309	125	3.6	67.9
12月	-3.2	183.5	191	3.0	30.6
年平均	7.8	143	-	3.1	128.1
合計	-	1710	-	-	1537.3

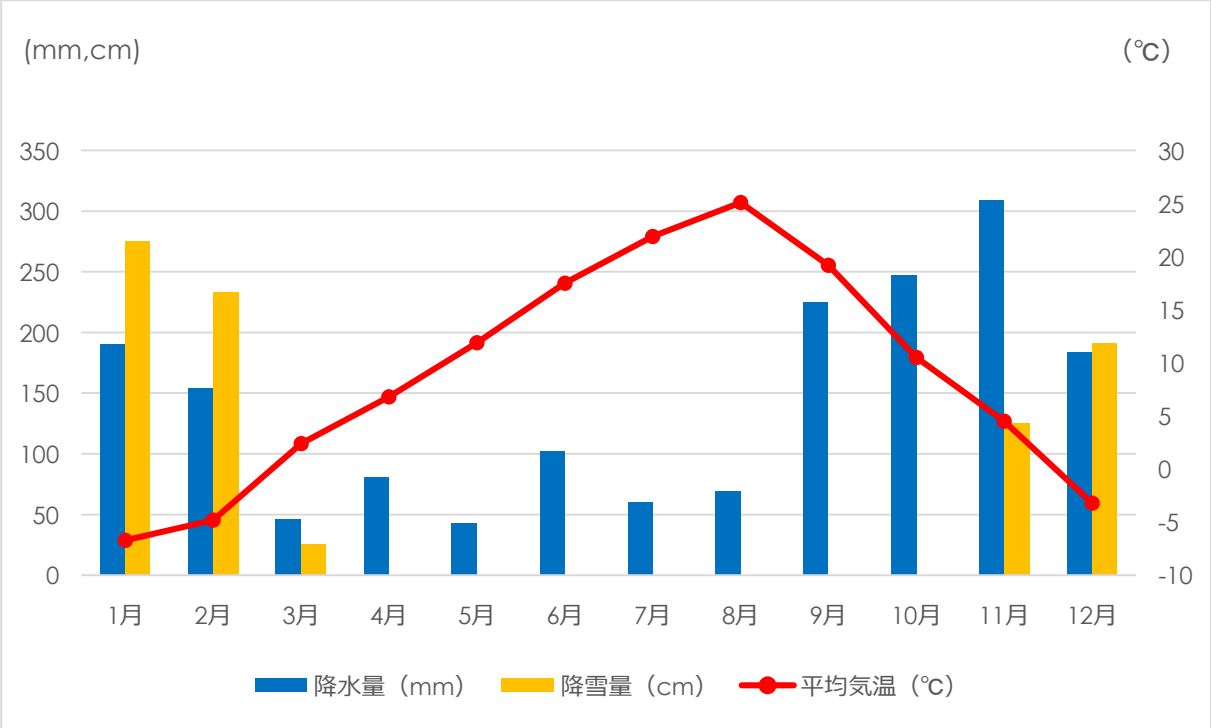

図2-2-1　気象概況

３　人口動態

本町の過去１０年間の人口及び世帯数の推移は表2-3-1、図2-3-1のとおりです。

人口については平成２４年度より減少が続いており、また世帯数に関しても平成３０年度をピークに減少に転じています。

表2-3-1　人口及び世帯数の推移

年度	行政人口（人）	増減率（%）	世帯数（戸）	増減率（%）	世帯当たり人口（人/戸）	備考
平成２４年	3,288	-	1,476	-	2.2	●後志総合振興局管内
平成２５年	3,229	-1.8%	1,482	+0.5%	2.2	（R5.1.1住民基本台帳）
平成２６年	3,173	-1.8%	1,466	-1.1%	2.2	・人口　194,552人
平成２７年	3,146	-0.9%	1,484	+1.3%	2.1	・世帯数　108,992世帯
平成２８年	3,088	-1.9%	1,489	+0.4%	2.1	・世帯当たり人口1.8人/世帯
平成２９年	3,045	-1.4%	1,490	+0.1%	2.0	●北海道
平成３０年	3,004	-1.4%	1,503	+0.9%	2.0	（R5.1.1住民基本台帳）
令和元年	2,936	-2.3%	1,479	-1.6%	2.0	・人口　5,139,913人
令和２年	2,898	-1.3%	1,450	-0.2%	2.0	・世帯数　2,804,281世帯
令和３年	2,838	-2.1%	1,430	-1.4%	2.0	・世帯当たり人口1.8人/世帯
令和４年	2,785	-1.9%	1,427	-0.2%	2.0	

各年度末　住民基本台帳人口世帯数　北海道統計資料より

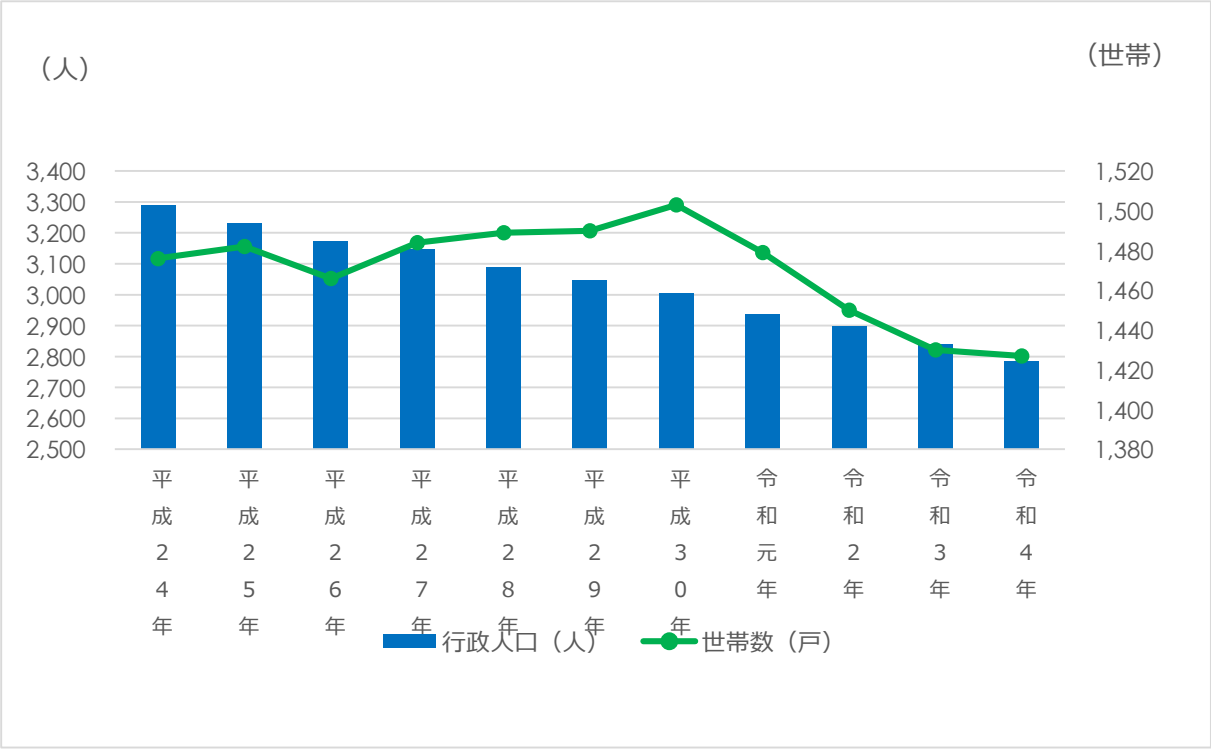

図2-3-1　人口・世帯数の推移

各年度　人口動態数　北海道統計資料より

４　産　業

平成12年度～令和２年度までの産業分類別15歳以上就業者数を表2-4-1に示します。

産業大分類別就業者割合は、第１次産業が１８．２%、第２次産業が２０．１%、第３次産業が５５．１%となっており、第３次産業の就業者数が最も多くなっています。

全体での内訳を見ると製造業、サービス業に従事している人が多くなっています。

表2-4-1　産業者別事業所数及び従業者数

産業大分類		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数		1996	1965	2076	1546	1526
第1次産業		491	397	356	337	278
	農業	451	384	335	314	245
	林業	37	13	20	21	33
	漁業	3	-	1	2	0
第2次産業		535	533	703	297	307
	鉱業	3	4	5	7	2
	建設業	254	377	535	167	132
	製造業	278	152	163	123	173
第3次産業		970	1035	1016	907	841
	電気・ガス・熱供給・水道業	10	3	13	4	4
	運輸・情報通信業	99	94	92	61	63
	卸売業・小売業・飲食店	287	317	177	182	147
	金融・保険業	15	12	13	11	10
	不動産業	1	5	20	19	18
	サービス業	457	511	602	523	501
	公務	101	93	99	107	98
分類不能		1	-	1	5	100

５　観光客入込客数

本町の平成２９年以降の観光客入り込み数の推移は表2-5-1、図2-5-1のとおりです。

観光客入込客数（令和４年度）は道内客約６５万人、道外客約１４万人、合計で約７９万人です。その内、ふきだし公園の観光客が約４３万人をしめており、重要な観光資源となっています。また、令和２年・３年度についてはコロナ禍の影響により大幅に減少しています。

表2-5-1　観光客入込客数

	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
道内客	812,420	904,648	906,310	612,378	292,030	659,153
道外客	315,697	277,866	189,025	16,109	36,977	140,316
合計	1,128,117	1,182,514	1,095,335	628,487	329,007	799,469
宿泊客	12,742	10,639	13,647	7,767	3,876	5,459

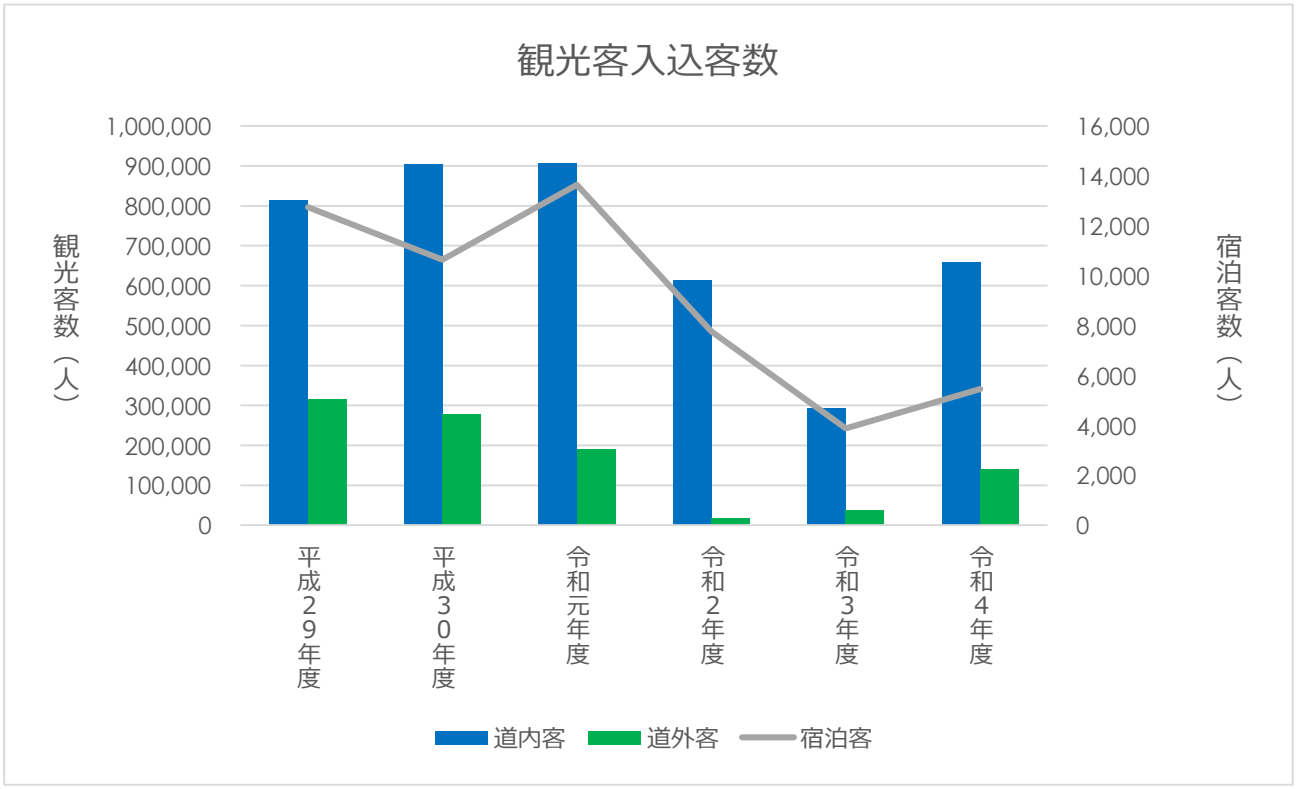

図2-5-1　観光客入込客数

６　土地利用の状況

本町の地目別面積構成では、「その他」の48，3%が最も高く、次いで「山林」の26，8%、「原野」の11，5%が続いている。

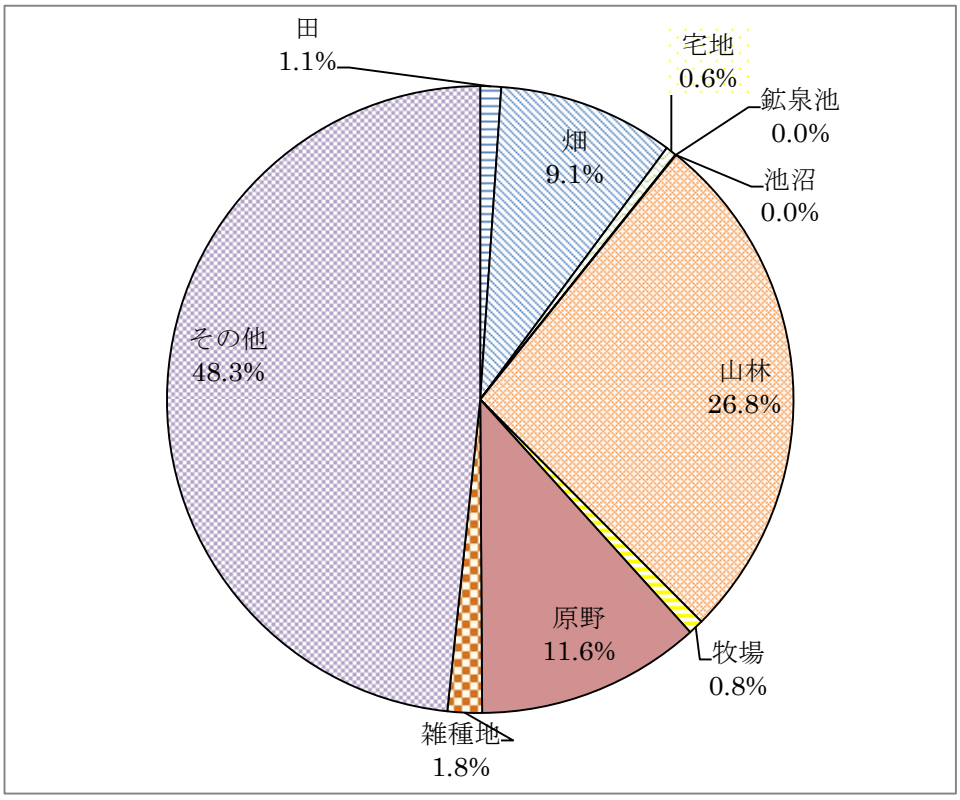

図2-6-1　地目別土地面積構成

７　京極町の将来像（第６次京極町総合計画）

京極町の基本理念は「みんなでまもりつづける。羊蹄山と湧き水のまち　京極」とされ、「基本目標１」における施策・事業の中には環境の保全や環境衛生の向上について謳われています。

基本目標１　次世代につなげるまちづくり

・ゼロカーボンに向けた新エネルギーの利活用
・自然環境の保護と景観の保全
・環境衛生の向上

基本目標２　地域力が発揮される魅力あるまちづくり

・農業の振興
・林業の振興
・商工業と雇用環境の充実
・観光の振興

基本目標３　安心・安全で住みよいまちづくり

・ライフラインの充実
・移住定住の促進
・公共交通の充実
・防犯・防災・交通安全対策・安心な消費生活

基本目標４　すこやかに暮らしつづけるまちづくり

・健康づくりの推進
・子育て支援の充実
・地域福祉の推進
・地域医療体制の充実

基本目標５　心豊かな人を育てるまちづくり

・学校教育の充実
・生涯学習の推進
・スポーツ活動の推進
・地域の歴史・文化の振興、交流活動の推進

基本目標６　みんなが主役なまちづくり

・適切な行財政運営の推進
・町民とともに推進するまちづくり
・男女共同・多様性社会の実現
・デジタル化の推進

第３章　ごみ処理の現況

１　ごみの排出量

（１）一般廃棄物の年間排出量

①　人口と一般廃棄物の年間排出量

行政区域内の人口は、平成25年度から令和４年度の10年間で、約15.9%減少しています。

同じく一般廃棄物の排出量は、平成25年度から令和４年度の10年間で38.2%減少しており、人口の減少により排出量も減少しているものと考えられます。

図3-1-1　人口と一般廃棄物の年間排出量

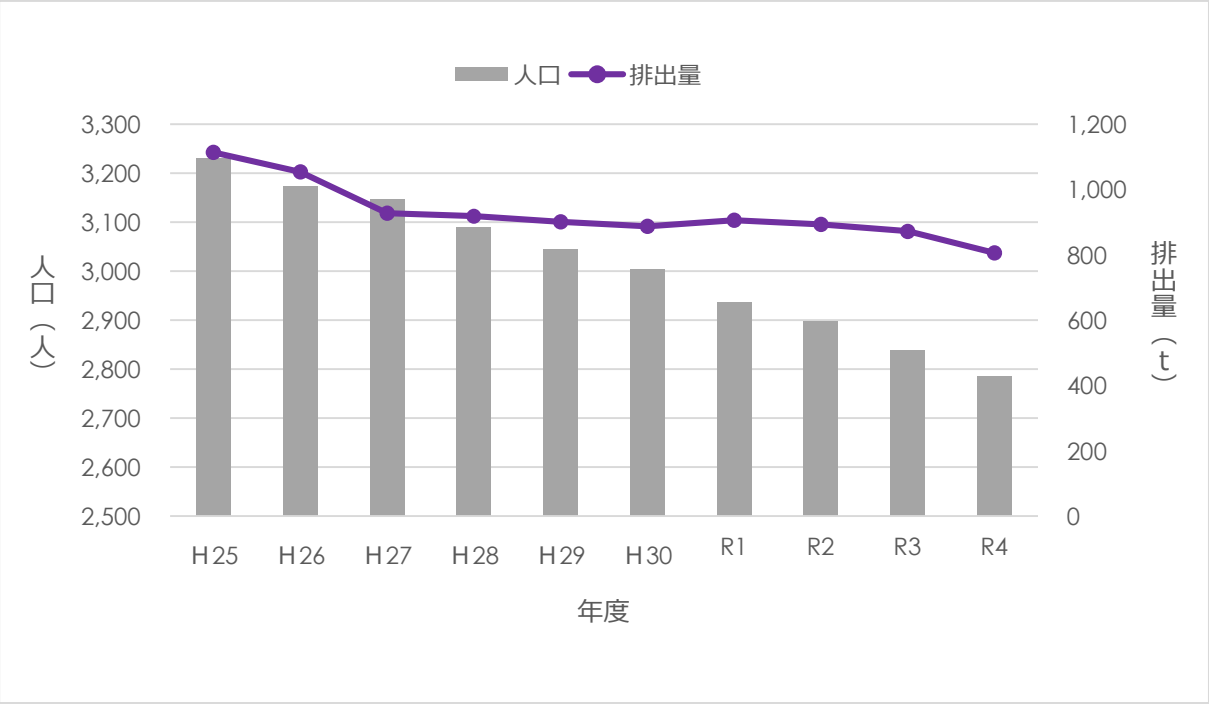

表3-1-1　人口と一般廃棄物の年間排出量　　（単位：人・トン）

年度／種別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人　口	3,229	3,173	3,146	3,088	3,045	3,004	2,936	2,898	2,838	2,785
排出量	1,114	1,054	927	918	901	887	906	893	872	806

②種類別のごみ排出量

京極町のごみは、不燃・粗大ごみが横ばいで推移しているが、その他のごみは減少傾向となっています。

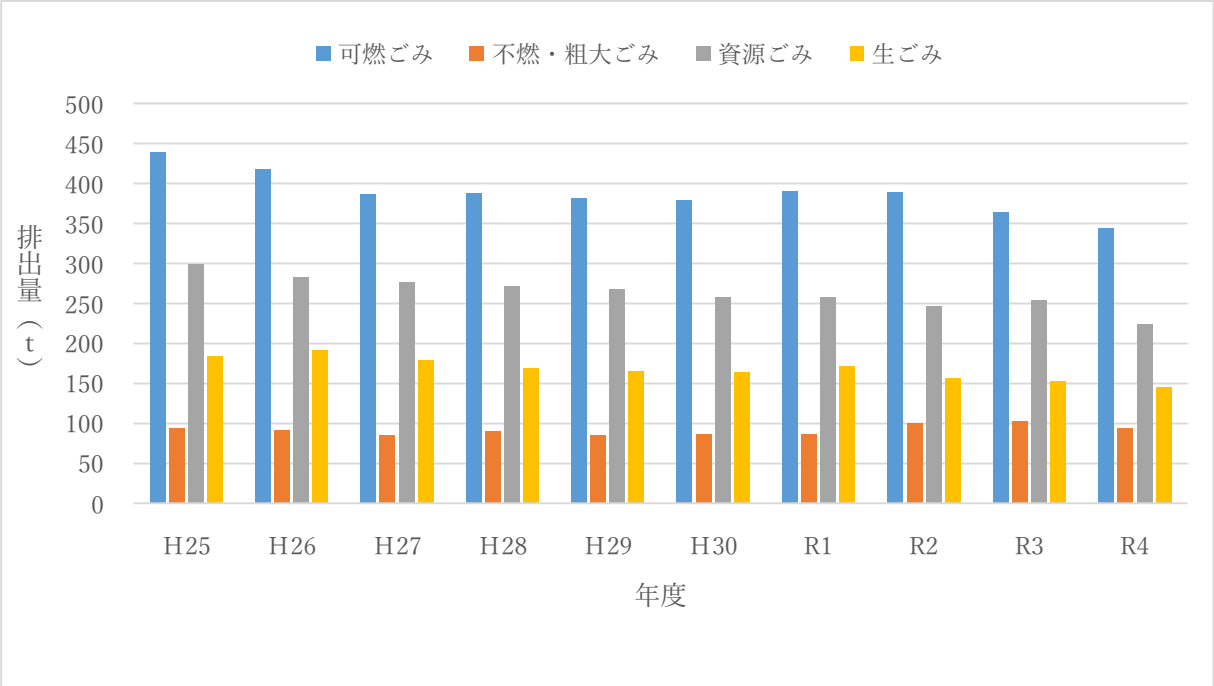

図3-1-2　種類別ごみ排出量

表3-1-2　種類別ごみ排出量

（単位：トン）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ	439.82	417.31	386.44	387.16	381.11	378.76	390.71	388.96	363.55	343.97
不燃・粗大ごみ	93.53	91.42	84.65	90.75	85.76	87.14	86.89	100.62	102.41	93.59
うち不燃	88.54	81.57	80.63	83.04	79.91	78.87	79.98	87.66	85.56	75.12
うち粗大	4.99	9.85	4.02	7.71	5.85	8.27	6.91	12.96	16.85	18.47
資源ごみ	299.50	282.61	276.28	271.01	268.07	257.79	257.37	245.95	253.47	223.57
生ごみ	183.73	191.78	179.37	168.85	165.60	163.71	170.96	156.98	152.89	144.95

（２） １人１日当たりの排出量

① 一般廃棄物の総排出量

一般廃棄物の総排出量は、平成２５年度から令和４年度の１０年間では減少となっており、人口減を反映したものと考えられます。また、１人１日あたりの排出量についてはコロナ禍の影響がもっとも顕著であった令和元年度から令和３年度にあっては一時的に増加したものの、全体的には減少しています。

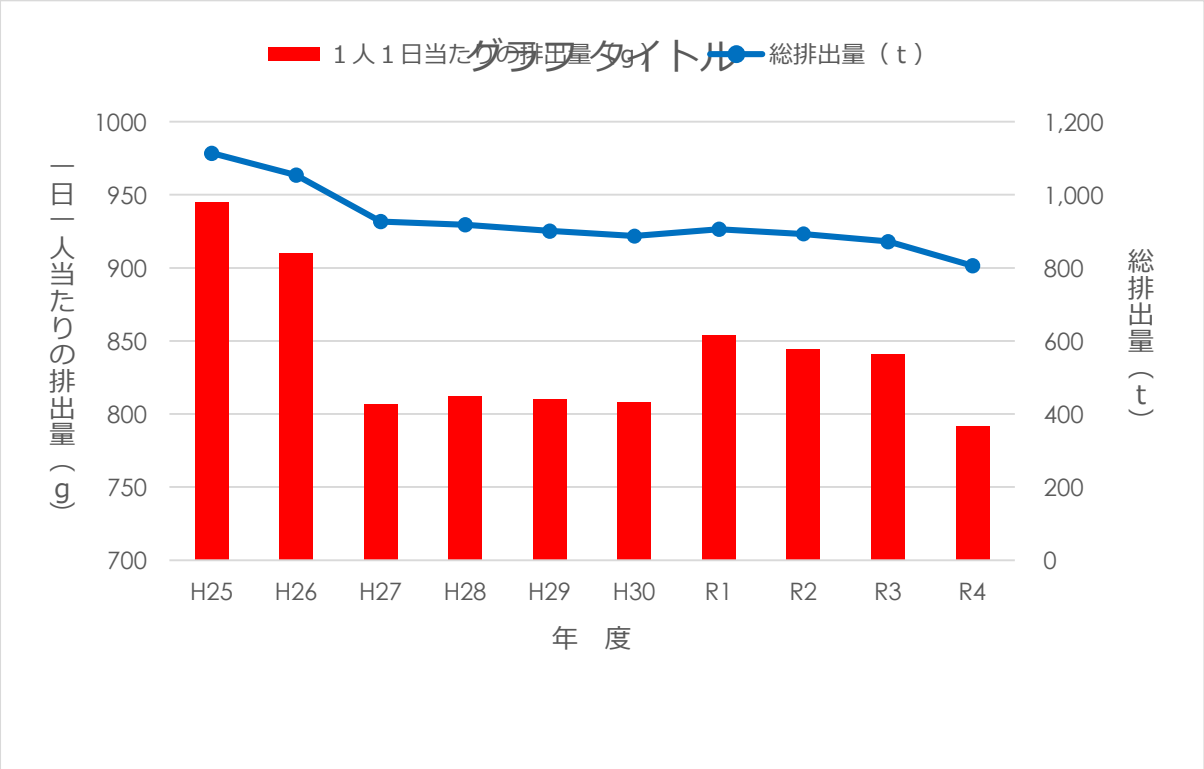

図3-1-3　１人１日当たりの排出量

表3-1-3　１人１日当たりの排出量

（単位：1人1日当たり　g　，　総排出量　トン）

年度／種別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1人1日当たりの排出量（g）	945	910	807	812	810	808	854	844	841	792
総排出量（t）	1,114	1,054	927	918	901	887	906	893	872	806

②種類別のごみ排出量（１人１日当たり）

全種類のごみについては全体的にほぼ一定で推移しているが、可燃ごみと資源ごみについては減少傾向、不燃ごみについては若干の増加の傾向が見られます。

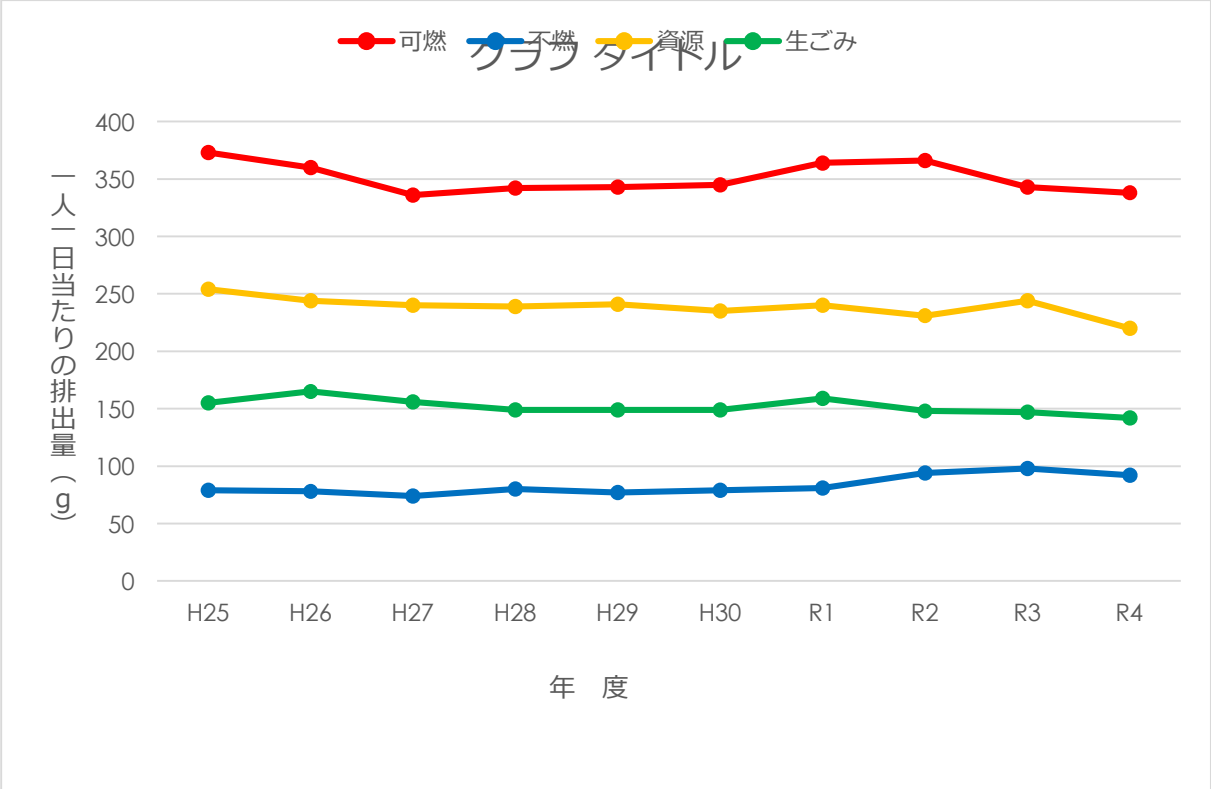

図3-1-4　種類別１人１日当たりの排出量

表3-1-4　種類別１人１日当たりの排出量

（単位：ｇ／人・日）

種別＼年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
可燃	373	360	336	342	343	345	364	366	343	338
不燃	79	78	74	80	77	79	81	94	98	92
資源	254	244	240	239	241	235	240	231	244	220
生ごみ	155	165	156	149	149	149	159	148	147	142
合計	861	847	806	810	810	808	844	839	832	792

２　ごみ処理体系

（１）ごみ処理の体制の現状

家庭系のごみは、【１】可燃ごみ、【２】不燃ごみ、【３】粗大（大型）ごみ、【４】生ごみ、【５】プラスチック製容器ごみ、【６】資源ごみ（①缶、②リターナルびん、③ペットボトル）【７】その他資源ごみ（①紙パック、②新聞・雑誌類、③段ボール、④ミックスペーパー、⑤紙製容器包装、⑥発砲スチロール）【８】有害ごみ（①蛍光管・電球・体温計、②乾電池・ボタン電池）の８種１６分類を基本に処理しています。

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、自己責任による処理を基本とし、家庭系ごみ処理に支障が無い場合は、処理を行っています。

図3-2-1　ごみ処理フロー

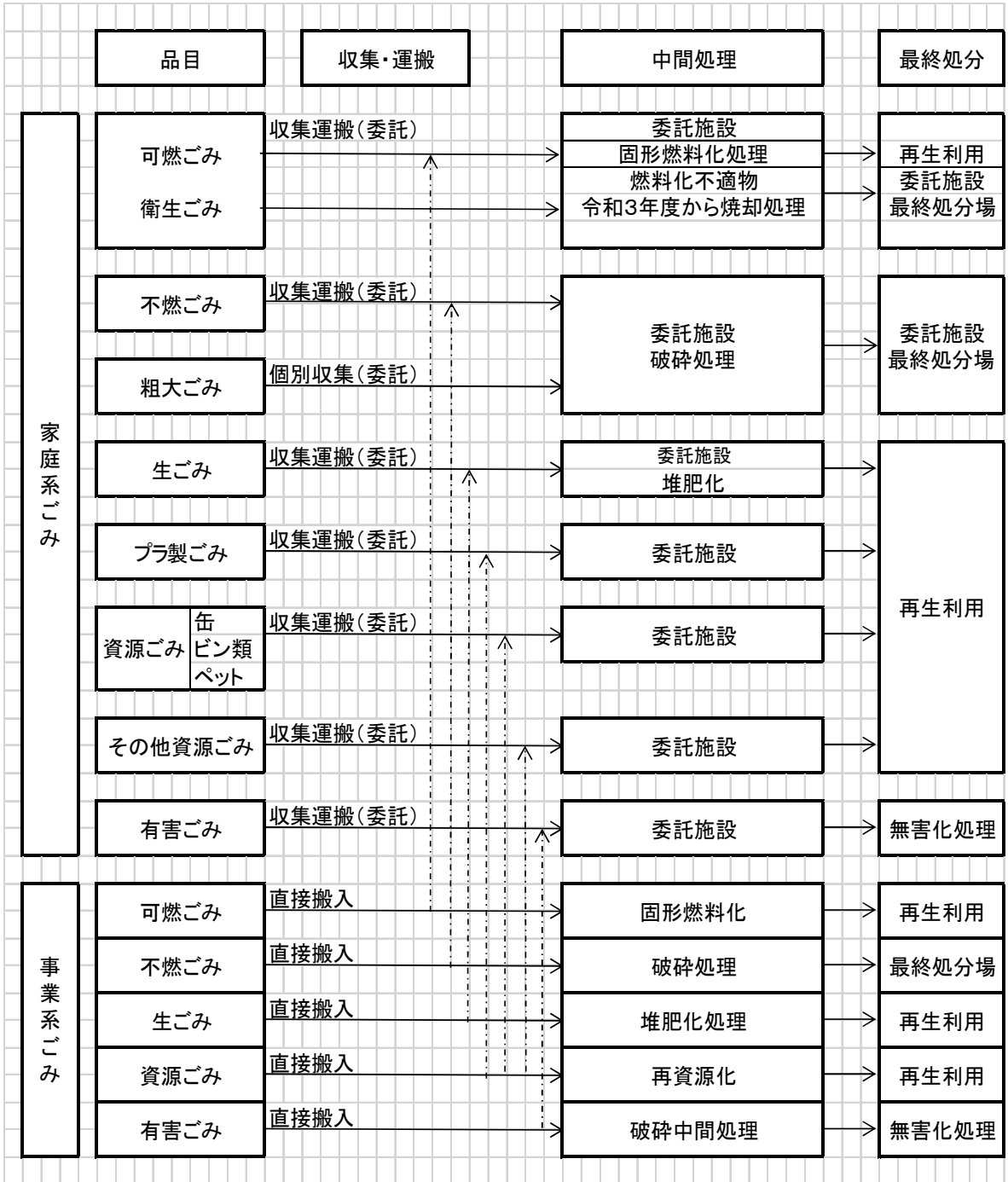

（２）　収集区分の現状

①収集・分別区分及び収集体制

本町における家庭系ごみの種類・分別区分及びその体制を表3-2-1に示します。

表3-2-1　家庭系ごみの種類・分別区分及びその体制

<table>
<tr><th>種類</th><th>分別区分</th><th>細区分</th><th>排出方法</th><th>収集方法</th><th>収集回数</th></tr>
<tr><td>可燃ごみ</td><td>可燃</td><td>可燃ごみ・衛生ごみ</td><td>指定専用袋（青字）
紙おむつ・生理用品等の衛生ごみについては、衛生ごみのみを別の袋に封入した上で、可燃ごみの袋に入れて排出可。</td><td rowspan="2">ごみステーション方式</td><td>週1回</td></tr>
<tr><td>不燃ごみ</td><td>不燃</td><td>指定袋に入るもの</td><td>指定専用袋（赤字）</td><td>地区ごと各月2回</td></tr>
<tr><td>粗大</td><td>粗大</td><td>粗大（大型）ごみ</td><td>町へ申し込み後、個別収集</td><td>個別収集</td><td>月2回</td></tr>
<tr><td>生ごみ</td><td>生</td><td>生ごみ</td><td>指定専用袋（茶字）</td><td rowspan="11">ごみステーション方式</td><td>週3回</td></tr>
<tr><td>プラ製</td><td>プラ製</td><td>プラ製容器包装</td><td>市販の透明・半透明の袋</td><td rowspan="10">週1回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資源ごみ</td><td rowspan="3">缶・びん類・ペット</td><td>アルミ缶・スチール缶</td><td rowspan="3">市販の透明・半透明の袋</td></tr>
<tr><td>リターナブルびん</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他資源ごみ</td><td>紙パック</td><td>紙パック</td><td rowspan="6">ひもで縛る（紙ﾊﾟｯｸ・段ﾎﾞｰﾙは解体）</td></tr>
<tr><td>段ﾎﾞｰﾙ</td><td>段ボール</td></tr>
<tr><td>発泡ス</td><td>発砲スチロール</td></tr>
<tr><td>新聞類</td><td>新聞・チラシ</td></tr>
<tr><td>雑誌類</td><td>本・雑誌</td></tr>
<tr><td>紙製</td><td>紙製容器包装</td></tr>
<tr><td>ﾐｯｸｽﾍﾟｰﾊﾟｰ</td><td>ミックスペーパー</td><td>専用の紙袋又は汎用の紙袋</td><td>月2回
第2・4火曜日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">危険ごみ</td><td>蛍光管類</td><td>蛍光管・電球・水銀体温計</td><td rowspan="2">協力店へ持ち込み</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">随時</td></tr>
<tr><td>電池</td><td>乾電池・ボタン電池
（充電式電池は除く）</td></tr>
</table>

②町では収集及び処分しないごみ

本町による直接または委託収集及び処分しないごみを表3-2-2に示しています。

表3-2-2　町では収集・処分しないごみ

分　　類	ごみの種類	適　用
家電リサイクル法（対象機器）	テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	販売店など取扱店
自動車リサイクル法	自動車	販売店など取扱店
特別管理一般廃棄物	注射針等感染性のおそれのあるもの、電気機器などに含まれるＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）使用部品、特定の焼却施設から生じたばいじん等	専門機関など
危険性、引火性、有害性があるもの	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、ガソリン、灯油、ベンジン、劇薬等	販売店など取扱店
一般廃棄物の広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物のうち右欄に掲げるもの	二輪車（バイク）、携帯電話、ＦＲＰ船、ＰＣプリンター用インクカートリッジ、火薬類	販売店など取扱店 専門機関
適正処理困難物	タイヤ、畳、ピアノ	販売店など取扱店 許可業者
処理施設の機能を損なうおそれのあるもの	土砂、灰、石、コンクリートブロック、倒木・剪定木、家屋解体廃材、ドラム缶、屋外用灯油タンク（個人以外）、農機具（取扱店等が引受したものは町で処分しない）	許可業者
動物の死体等右欄に掲げるもの	化製場に関する法律第１条に定める「獣畜」（牛・馬・豚・めん羊・山羊）、犬、猫、狐、狸等	道知事の許可を受けた業者など
事業系ごみ	事業活動によって生じる一般廃棄物	自ら処理、又は許可業者への依頼による収集・運搬・処分
使用済小型電子機器のうち、右欄に掲げるもの	パソコン、携帯電話	自ら搬入もしくはメーカー、または回収するメーカーがない場合は３R推進協会

（３）その他ごみの収集運搬に関すること

①　ごみステーション、ごみの集積場所に関すること

京極町では、ごみステーションに出されたごみを収集し、運搬します。ごみステーションは、町内会単位で位置を協議決定し、町内会が管理・清掃を行います。

②　京極町の委託収集運搬に関すること

京極町は、収集運搬業者によって委託収集を行っています。

廃棄物処理法第６条の２及び京極町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬するものとし、実施に当たっては、法施行令第３条に定める「一般廃棄物処理基準」ほか関係法令等の定めるところにより行います。
また、「委託業務仕様書」を定め、適正な処理に努めています。

③　ごみ処理の有料に関すること

京極町は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「生ごみ」について、京極町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、有料の専用指定袋に入れて排出することとしています。適正に分別され、集積箱または指定の場所へ排出されたごみを収集・運搬し、処分している。平成１５年４月から「可燃ごみ」「不燃ごみ」「生ごみ」の有料化を行っています。

また、「粗大ごみ」は、京極町役場住民福祉課に申込み後、収集料金分のごみ処理券（シール）を貼付したものについて、指定の日に収集します。

「プラ製容器ごみ」「資源ごみ」は、市販の透明・半透明の任意の袋に入れて排出することとし、適正に分別され、ごみステーションへ排出されたごみを収集・運搬し、処分しています。

3　最終処分の状況

京極町の最終処分は、焼却残渣を埋め立て処分しており、その合計量が最終処分量となります。

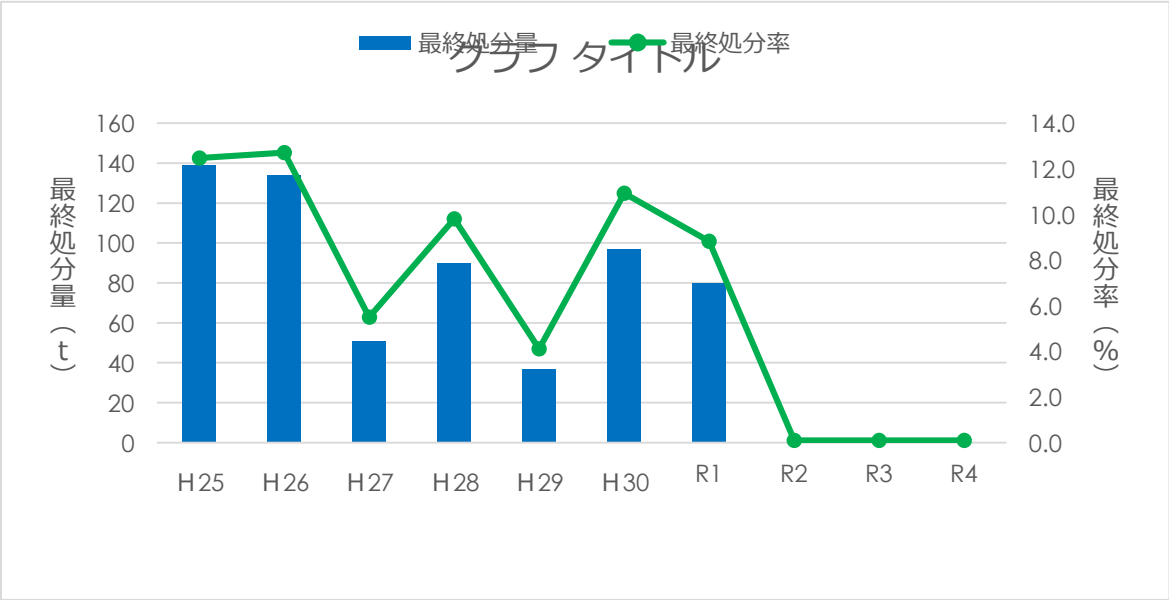

図3-3-1　最終処分量と最終処分率の推移

（単位：トン、%）

種別＼年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
最終処分量	139	134	51	90	37	97	80	0.03	0.03	0.03
最終処分率	12.5	12.7	5.5	9.8	4.1	10.9	8.8	0.1	0.1	0.1

種別＼年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
残容量	4424	4174	4006	3708	3586	3263	2994	2994	2994	2994

図3-3-2　最終処分場の残容量

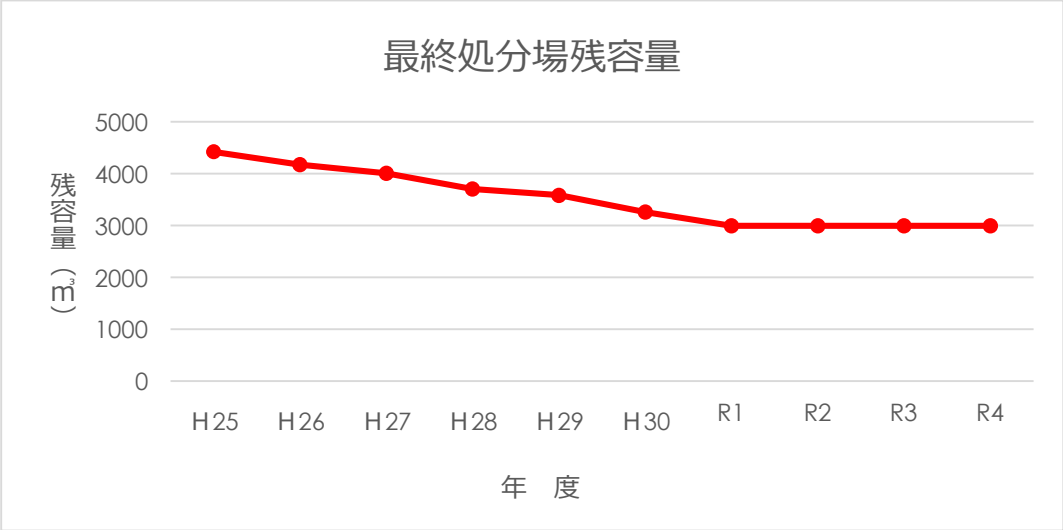

4　ごみ処理施設の概要

（１）京極町一般廃棄物最終処分場

項　　目			内　　容
対　象　ご　み			焼却灰・不燃ごみ
処　分　主　体			京極町
施　設　名　称			京極町一般廃棄物最終処分場
施　設　所　管			京極町
所　　在　　地			京極町字脇方952番1
竣　　工			平成１４年１１月２０日
埋　立　面　積			３，５００㎡
埋　立　容　量			７，９００㎥（１５年）
遮　　水　　工			高密度ポリエチレンシート
埋　立　構　造			準好気性埋立
侵出液処理施設	処　理　方　法		生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋滅菌
	処　理　能　力		25㎥/日
	建物面積構造		64.900㎡（地上1階・鉄筋コンクリート）
	設計水質	ＰＨ	6.5　～　8.5
		ＢＯＤ	10 mg/ﾘｯﾄﾙ以下
		ＳＳ	10 mg/ﾘｯﾄﾙ以下
		大腸菌群数	3，000個/ｃｃ
供　　用			平成１４年１２月供用開始
附　属　施　設			車庫（ﾄﾗｯｸ・ｼｮﾍﾞﾙ・ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ用）　160㎡

第４章　関連計画等の整理

１　計画の性格と位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第６条第１項の規定に基づき策定するものであり、本計画を本町における廃棄物行政の最上位計画として位置づけ、ごみの発生抑制・再使用・再生利用・適正処分を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、具体化する施策等をとりまとめます。

また、策定に際しては、国の指針に基づくとともに、「京極町総合計画」等と整合をとりつつ、関連方針・関連計画・事業計画との調整に努めるものとします。

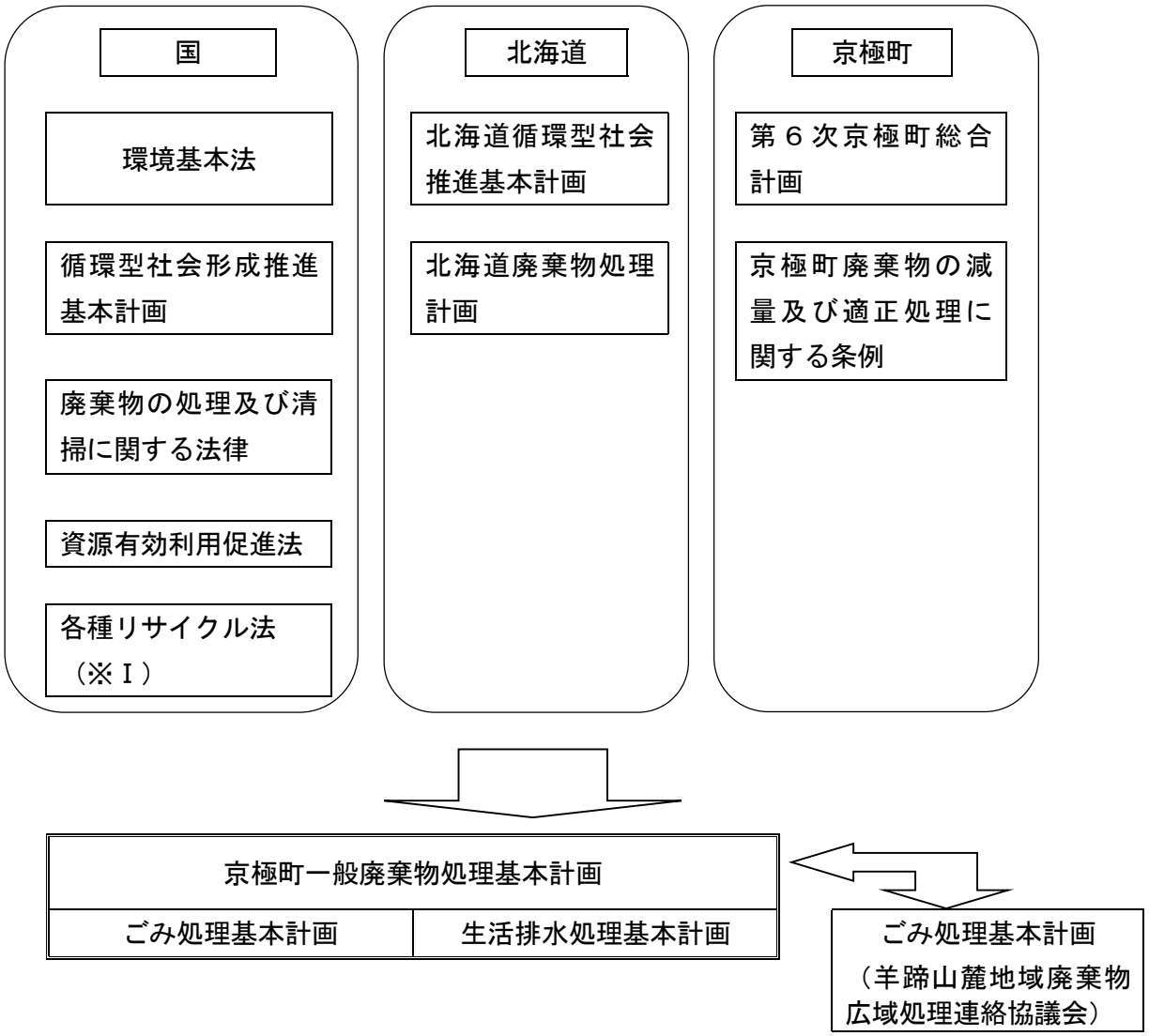

（※Ⅰ）容器包装リサイクル法
家電リサイクル法
食品リサイクル法
建設リサイクル法
自動車リサイクル法
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

図4-1-1　本計画の位置づけ

第５章　将来ごみ量の予測

１　人口予測

本町の将来人口を統計的手法によって示します。過去10年間のデータを用い回帰式予測にかけ、相関係数が最も高い式を採用します。平成13～22年度の実績値からルート式により算定した羊蹄山麓地域ごみ処理基本計画の人口予測と同じ値とします。

実績値　（単位：人）

年度／種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人　口	3,288	3,229	3,173	3,146	3,088	3,045	3,004	2,936	2,898	2,838	2,785

各年度末人口　住民基本台帳人口世帯数　北海道統計資料より

推計値　（単位：人）

年度／種別	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
人　口	2,745	2,794	2,768	2,742	2,716	2,690	2,664	2,638	2,612	2,586	2,560

表5-1-1　将来人口　　各年度末人口

２　ごみ発生量の考え方

ごみ量の予測方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」（通称「構造指針」）に則して行う。排出原単位（一人一日あたりのごみ排出量）を回帰式予測にかけ、相関係数その他の条件で採用式の選定及び趨勢を考慮して排出原単位として決定し、将来人口予測値を乗じてごみ発生量を算出する。

排出原単位は、各ごみについてそれほど大きな差がないことから、過去５年間（H28～R4年度）の実績値の平均値を使用します。（R2、R3年度はコロナ禍の影響大として省きます）

表5-2-1　排出原単位　（単位：ｇ／人・日）

項　　目	排出原単位				
	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	合計
京極町（本計画）	３４６	８２	１４９	２３５	８２２

３　ごみ発生量の予測

ごみ排出量の動向を過去のデータをもとに、これまでどおりの生活や事業活動を続けた場合の一般廃棄物の排出量を統計的手法により推計した結果は以下のとおりとなります。

図5-3-1　人口予測とごみの排出量予測

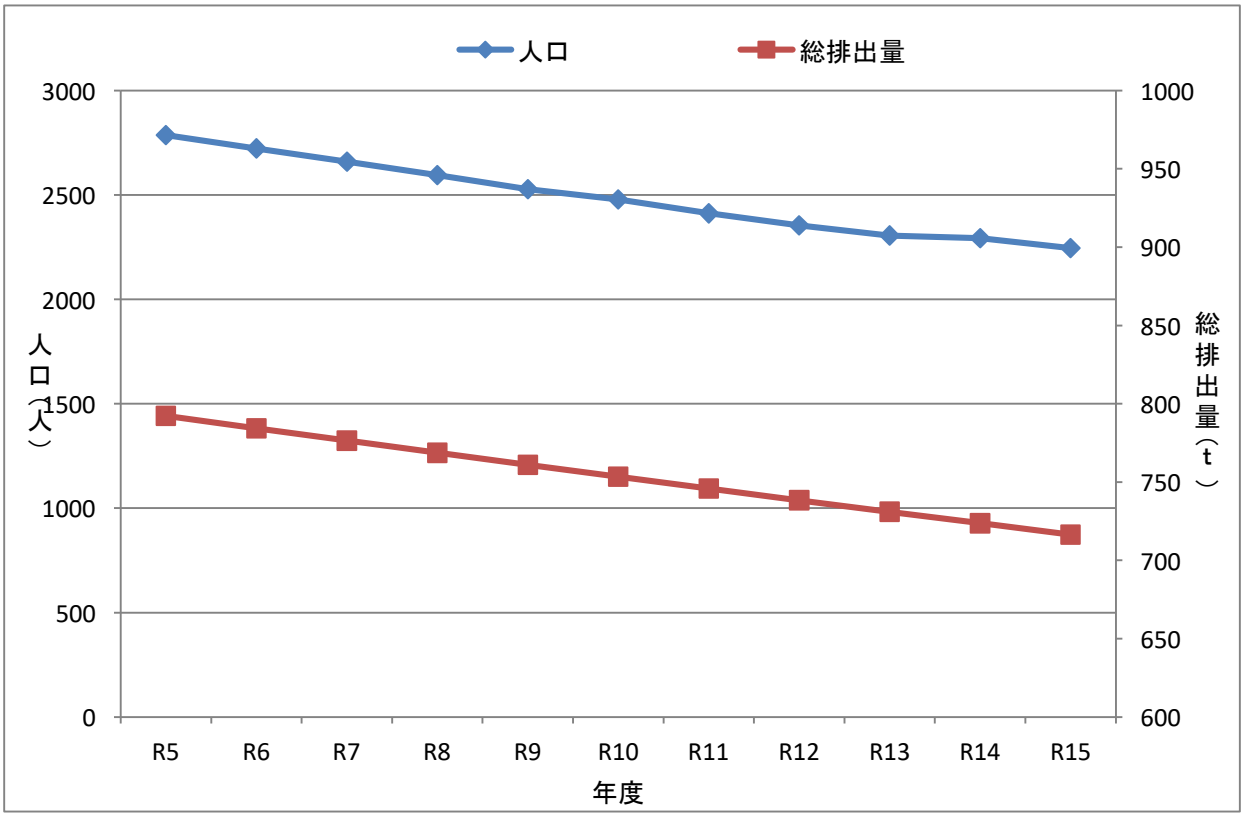

（単位：総排出量t）

種別＼年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
人口予測(人)	2,787	2,723	2,659	2,585	2,528	2,478	2,412	2,354	2,306	2,293	2,245
総排出量(t)	792	780	768	757	745	734	723	712	702	691	681

表5-3-1　人口予測と総排出量の予測

４　種類別ごみ発生量の予測

種類別のごみ発生予測では、可燃ごみが最も多く、次いで資源、生ごみ、不燃ごみと推計されます。

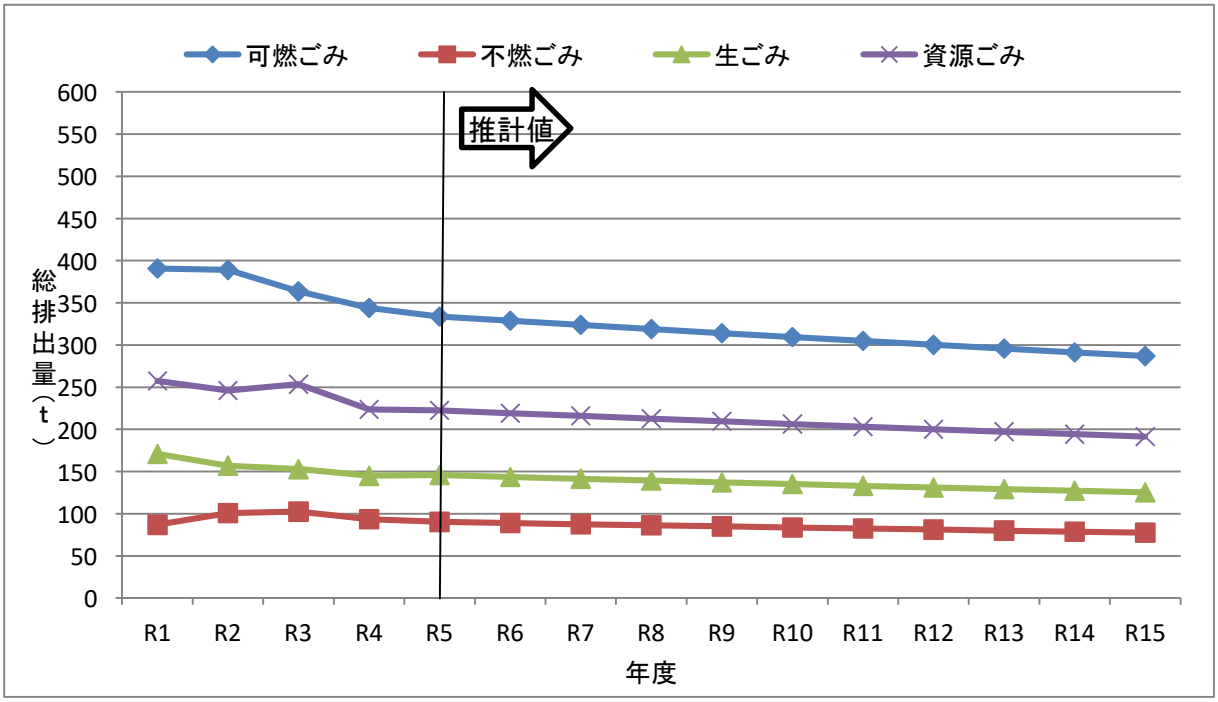

図5-4-1　種類別の発生量予測

表5-4-1　種類別の排出量予測

実績←　→予測　　（単位：t）

種別＼年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
総排出量（t）	計	906	893	872	806	792	780	769	757	746	735	723	712	702	691	681
	可燃	391	389	364	344	334	329	324	319	314	310	305	300	296	291	287
	不燃	87	101	102	94	90	89	88	86	85	84	82	81	80	79	78
	資源	257	246	253	223	222	219	216	213	210	206	203	200	197	194	191
	生	171	157	153	145	146	143	141	139	137	135	133	131	129	127	125

６　最終処分量の予測

京極町の最終処分は、平成14年度から開始し平成29年埋立終了の予定でしたが、ごみの資源化により埋立量が減ったことや、令和２年度より粗大ごみ等の処分について民間施設への処理委託を開始したことにより、最終処分場での破砕物受入がなくなったことから、今後は相当期間の使用が可能と見込まれます。

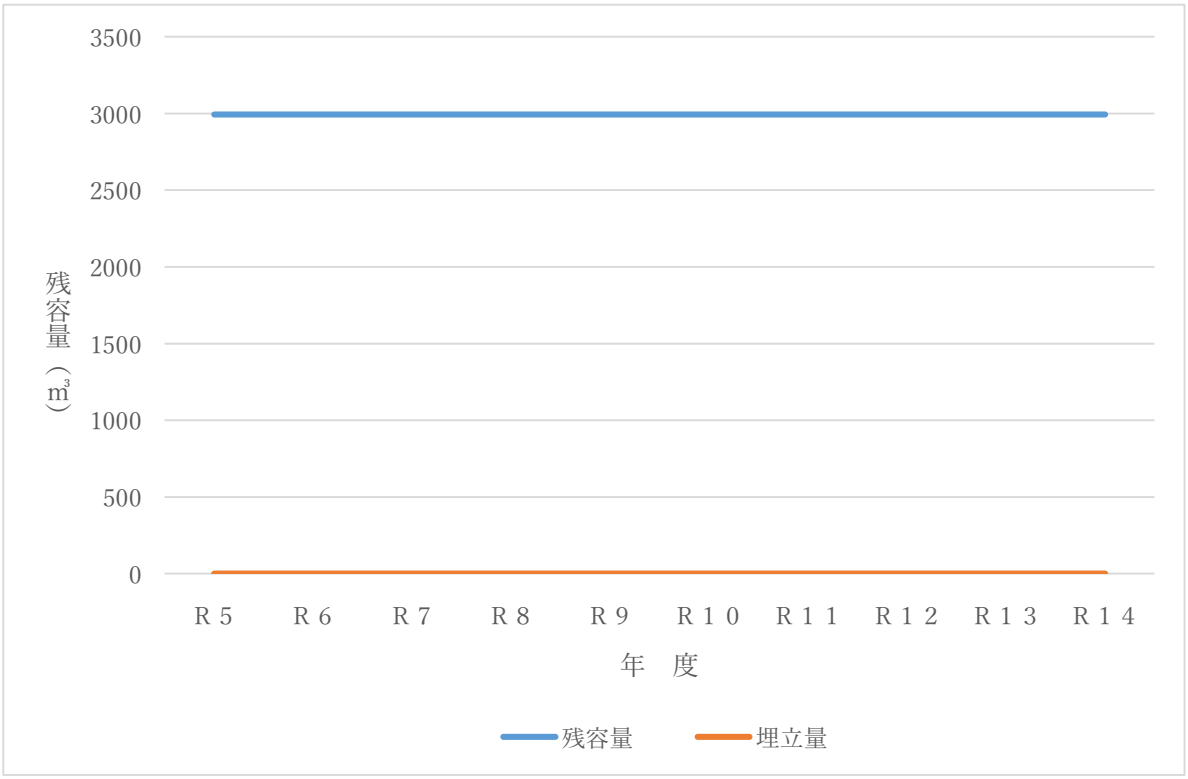

図5-6-1　最終処分量の推移と　最終処分場の残容量予測

（単位：トン、%）

種別＼年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
最終処分量	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
処分場残余量	2,994	2,994	2,994	2,994	2,994	2,994	2,994	2,994	2,994

第６章　ごみ処理の課題

１　収集・運搬の課題

（１）ごみステーション

本町の収集ごみは分別数が多いことから、分別の徹底周知を行っているが、若干の分別不足があるので継続して周知を行います。今後は、ごみステーションについては各町内会での管理を継続し、協力してごみステーションの維持を図るほか、各ごみステーション毎の排出状況や受け持つ集積範囲を調査し、ごみステーション内の整理や収集作業の軽減などについて検討する必要があります。

（２）運搬

収集・運搬は、町が民間委託で行っており、今後も連絡体制を密に取りあい、ごみステーション状況の把握や不適正排出に対応する必要があります。

（３）不法投棄、不適正排出

ごみの投げ捨てや不法投棄、ごみステーションへの不適正排出は、清掃行政や地域住民間だけで解決することは困難であり、住民全ての問題として受け止めなければならない。問題を解決するためには、基本的に不適正排出者に直接訴えるのが最も有効であるが、後手に回りがちなこの問題に対して、広報・パンフレット、ホームページ等を使用して住民一人ひとりのモラルの向上を図るなど、なるべく有効な対策を検討する必要があります。

２　減量化・資源化の課題

（１）排出抑制・再資源化

本町のごみ排出量は、若干の増減はあるが、ほぼ横ばいで推移している。

今後もごみの減量についての住民意識の向上に努めるほか、資源物との分別の徹底と資源物の収集品目の拡大を検討し、資源化を促進していく必要があります。

（２）事業系ごみの減量化

事業系ごみについては産業廃棄物との線引きが曖昧なところもあるものの、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化に関する法律）や食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）も含め、適正に区分して受入・処理を行う必要があります。

また、事業者が独自で行っている事業系ごみの資源化物（スーパーの店頭回収や古物商による取引）の量は表面化していない潜在資源化量となっており、顕在化させれば一般廃棄物全体の資源化率向上につながることになります。

３　中間処理施設の課題

平成２７年度より、羊蹄山麓７カ町村の燃やせるごみの処理方式は、循環型社会の形成に寄与でき、地球温暖化抑制効果も高く、生ごみ分別がされている地域特性を生かし、固形燃料化方式で実施されています。事業方式は、施設経費や処理経費、処理の継続性などを総合的に検討、判断し、民間委託方式で実施されています。

３　最終処分場の課題

現在の京極町一般廃棄物最終処分場は、使用予定期間15年間の計画にて平成14年12月に供用開始しました。ごみの資源化等の取り組みや、不燃、粗大ごみの破砕物受入がなくなったことにより、予定よりも長く使用が可能と見込まれますが、ごみの排出抑制や資源化の促進により、一層のごみ減量化を図り、最終処分場の延命化に努める必要があります。

第７章　ごみ処理基本計画

１　基本方針

ごみ処理における資源化・減量化及び環境破壊をめぐる社会情勢等を踏まえ、住民、行政、事業者がそれぞれその役割と責任を認識し、積極的に行動し、快適な地域環境の保全に努める。また、前述の検討内容を踏まえたごみ処理基本計画の策定を行います。

基本方針１　ごみの発生抑制と再使用の促進

廃棄物の発生抑制は、ゼロ・ウエイト（資源の浪費、無駄をなくすという概念）と同様に３Ｒ（ＲＥＤＵＣＥ・ＲＥＵＳＥ・ＲＥＣＹＣＬＥ）の中でも最優先されるものです。

生産段階からごみを出さないようにするとともに、不要となったものをごみとせず、再使用することによってごみを発生しないようにすることが重要です。

基本方針２　資源化の推進やリサイクル活動等の促進

可能な限り資源として再生利用し、環境に負荷を与えないリサイクルを促進し、不用品の再利用によるごみの減量化を目的とした住民活動の促進を図ります。

基本方針３　環境にやさしいごみ処理体制の整備

ごみ処理の安全性確保と住民の信頼確保に努め、収集・運搬・中間処理・処分にあたっては、環境への負荷をできる限り少なくし、住民や事業者、関係機関と連携しながら、適正処理に向けた体制を構築します。

２　ごみ処理費の抑制

ごみの処理をすすめる上で、その事業に係るコストの分析・評価を行い、効率的に事業を展開することが求められています。　平成19年６月環境省より、コスト分析の標準的手法として、「一般廃棄物会計基準」が示されました。平成22年12月に「支援ツール」の一部修正が行われました。

本町においても、今後はこの一般廃棄物会計基準等を用いながら、ごみに係るコストを算出し、町民にわかりやすい廃棄物行政を行うとともに、コストの効率化を推進します。

３　基本方針に基づく今後の取り組み

前述の基本方針に基づき、住民・事業者・町が取り組んでいく主な施策は次のとおりとします。

〇基本方針１　ごみの発生抑制と再使用の促進

ごみの排出を抑制するためには、住民・事業者・行政の３者による適切な役割分担と連携・協働が不可欠であり、啓発活動を積極的に推進するとともに、マイバックの利用推進や再生品の利用促進運動などを実施していく必要があります。

【住民の役割】

①ものを大切に使い、修理、修繕等による再使用に努める。

②マイバック等を活用し、レジ袋等のごみ排出抑制に努める。

③生ごみを出すときは水切りをする等の活動を行い、残渣の減量化に努める。

④環境にやさしいライフスタイルを積極的に取り入れ、生活ごみ排出抑制に努める。

【事業者の役割】

①事業系ごみの減量・資源化

リサイクル型商品の開発・導入とグリーン購入等再生品利用の推進に努める。

「排出者責任」によるごみの適正処理に努め、ごみの減量・リサイクルのための取り組みを主体的に進める。

②適正包装等

流通・販売段階での簡易包装の推進（トレイ・梱包材の最低限化）に努める。

過剰な包装や緩衝材の使用を抑制するよう努める。

【町の役割】

①啓発活動の推進

ごみの減量化を実施するため、住民、事業所に対し、分別の徹底と精度向上につながる啓発や指導を実施する。

②町における３Ｒの取り組み

関係部署と連携をとりながら、自ら積極的に３Ｒ行動を実施する。

〇基本方針２　資源化の推進やリサイクル活動等の促進

ごみは、混ぜれば廃棄物、分別すれば資源となります。適正排出を推進し、住民のリサイクル活動の促進に向けた体制を検討、整備します。

【家庭系ごみの適正排出】

①分別排出ルールの指導・啓発

ごみの分別を徹底するため、分別パンフレットやの配布や、町内会等と連携してごみステーションへのごみ収集日掲示版を設置するなどして、協働で指導や啓発に取り組みます

【事業系ごみの適正排出】

①事業所への啓発

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することを原則とし、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、地方公

共団体の施策に協力しなければならないことから、その啓発に努めます。

【種類別のリサイクル推進】

①容器包装廃棄物のリサイクル推進

容器包装廃棄物の資源化を推進するためには、継続して収集を行う必要があることから、分別方法やルールについての啓発や指導を強化します。

②古紙類のリサイクル推進

新聞、雑誌、ミックスペーパー等は、今後も引き続き現行の回収方法により分別回収を推進していきます。

③生ごみのリサイクル推進

家庭から排出される生ごみの分別リサイクルは、重要な事項であることから、現在実施している生ごみの堆肥化容器や電動処理機の購入助成について今後も継続して実施するほか、排出ルールの啓発・指導を強化します。

④可燃ごみのリサイクル推進

平成２７年度より、もやせるごみの新しい処理方法として、固形燃料化によるリサイクルを実施しています。今後は、固形燃料化不適物である紙オムツなどの衛生ごみの分別収集について検討するほか、その他の固形燃料化不適物の分別方法についても同様に検討を行います。

⑤古着、古布のリサイクル推進

現在もやせるごみとして排出している古着、古布について、リサイクルの実施に向けた方策を検討します。

⑥小型家電等のリサイクル推進

平成２５年４月１日より施行の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、現在本町で実施している小型家電等の受入や回収について今後も継続するほか、実施時期や回数についても検討を進め、併せて住民への啓発を推進します。

⑦プラスチック使用製品のリサイクル促進

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、プラスチック製容器包装だけでなく、それ以外のプラスチック使用製品についてもリサイクルが可能となっており、プラスチック使用製品に係る資源化方法について検討し、啓発活動を推進します。

〇基本方針３　環境にやさしいごみ処理体制の整備

ごみ処理の安全性確保と住民の信頼確保に努め、収集・運搬・中間処理・処分にあたっては、地球温暖化防止にも配慮されるよう環境への負荷をできるだけ少なくし、住民や事業者、関係機関と連携しながら、適正処理に向けた体制を構築します。

①家庭系ごみの適正排出

分別排出ルールの指導・啓発を強化し、環境への負荷が少ない適正排出を促進します。

②事業系ごみの適正排出

事業所へのごみの減量化・リサイクルの啓発及び自己処理への協力を求め、環境への負荷が少ない適正排出を目指します。

③ごみの収集運搬計画

地域特性等を考慮した体制の適宜見直し、ごみステーションの維持・管理における住民との協力と信頼関係が図られるよう努め、より効率的な収集運搬体制を検討・整備します。

④ごみ処理の環境における配慮

ごみ処理について、地球温暖化の防止の観点、及び有害物質による環境への影響を配慮し、いかなる事業主体による処理であっても、法令を遵守させ適正に処理されるよう監視に努めます。

⑤適正処理困難物への対応

家庭から排出されるごみのうち、適正処理が困難なものや有害なもの、危険性があるものについては、販売業者や専門業者に排出者自ら処分を依頼するなど適正に対応する必要があります。適正な処理が推進されるよう、分別についてのパンフレットや広報等において周知を進めます。

⑥不法投棄防止の啓発と自然環境の保全

不法投棄については、町の定期的なパトロールの実施、近隣の住民との情報共有や注意看板の設置などにより住民の意識の向上を図るとともに、関係機関とも連携して不法投棄の防止と自然環境の保全を推進します。

⑦羊蹄山麓地域の一般廃棄物

羊蹄山麓７ヶ町村（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）では、もやせるごみの固形燃料化処理をしており、今後も羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会において効率性や継続性について協議と検討を行っていきます。

３　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

（１）家庭系ごみ

家庭系ごみの分別収集は、現行の収集体制を当面継続しますが、令和４年４月１日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、今後は現在、もやせないごみとして収集されているプラスチック使用製品をプラ製容器包装と同様に資源化する取り組みの検討が必要となります。

表7-3-1　分別収集区分

種　類	分別区分	収集区分	排出容器等	中間処理施　設
①可燃ごみ	可燃ごみ	指定日	指定専用袋	委託施設にて処理
②不燃ごみ	不燃ごみ	指定日	指定専用袋	
③生ごみ	生ごみ	指定日	指定専用袋	
④有害ごみ	蛍光管･電球･水銀体温計	随時	危険ごみ回収箱	ストックヤード
	乾電池･ボタン電池			
⑤資源回収する容器包装	プラスチック製容器包装	指定日	市販の透明または半透明の袋	委託施設
	缶･びん･ペットボトル類	指定日		
	紙製容器包装	指定日	ひもで縛る	
⑥資源回収する古紙類等の資源ごみ	紙パック	指定日	ひもで縛る	
	段ボール	指定日		
	新聞･チラシ	指定日		
	本･雑誌	指定日		
	発砲スチロール	指定日		
	ミックスペーパー	指定日	白地の紙袋	

※①可燃ごみは、平成27年度以降、倶知安町清掃センターで焼却処理をしないことから、新中間処理施設で固形燃料化処理しています。また、衛生ごみの分別を計画していきます。

※②有害ごみは京極環境クリーンストックヤードで一時保管し、再処理施設において無害化・再生処理されます。

（３）事業系ごみ

事業系ごみは、自ら又は許可業者へ依頼して収集運搬することを基本とし、分別区分に従いかつ家庭系ごみの処理に支障がないと認めるときは、家庭ごみと見なして収集運搬することとします。

４　ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

（１）収集形態等

①一般廃棄物（家庭系ごみ）

家庭系ごみは、ごみステーション方式による収集としています。収集の回数については当面現状と同様とします。

ア）可　燃　ご　み：週１回
イ）不　燃　ご　み：週１回（地区ごと隔週）
ウ）生　　ご　　み：週３回
エ）資　源　ご　み：週１回
オ）ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器ごみ：週１回

②粗大（大型）ごみ

粗大ごみは申し込みによる戸別収集としており、粗大ごみの収集運搬は当面現状と同様とし、状況の変化が生じた場合、適宜、検討することとします。

粗大ごみは、委託施設において破砕・分別して、埋立処分しています。

③一般廃棄物（事業系ごみ）

事業系ごみについても現状と同様、自ら又は許可業者へ依頼による収集・運搬・処分とし、町の家庭系ごみの収集・運搬・処分に、支障がないと認めるときは処理をするものとします。

④排出禁止物等

ごみを収集・運搬・処理する際、機器や設備に著しい汚損、損壊するなどの、適正に処理が出来なくなるものを指定しています。

ア）危険性、引火性のあるもの
イ）有害性のあるもの
ウ）処理施設の機能を損なうおそれのあるもの
エ）その他、ア）からウ）以外の処理が困難なもの

（２）収集・運搬体制

町内会等が管理するごみステーション方式を継続し、環境面や衛生面に配慮しながら、業務の効率化を図ります。

５　収集・運搬体制計画

（１）家庭系ごみ

家庭系ごみの分別収集は、現行の収集体制を当面継続しますが、令和４年４月１日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、今後は現在、もやせないごみとして収集されているプラスチック使用製品の再資源化に取り組むため、プラスチック製容器包装と合わせた分別収集の方法についての検討を行います。

表7-5-1　家庭系ごみの種類・分別区分及び収集・運搬体制（平成26年度迄）

種類	分別区分	細区分	収集回数	収集・運搬方式	収集・運搬主体	中間処理施設
可燃ごみ	可燃	可燃ごみ	週2回	ごみステーション方式	町（委託） 排出者	委託施設
		衛生ごみ （紙おむつ類・非感染性在宅医療器具）				
不燃ごみ	不燃	不燃ごみ	週1回 （地区ごと隔週）	ごみステーション方式	町（委託） 排出者	委託施設
粗大	粗大	粗大（大型）ごみ	個別	町へ申し込み後個別収集	町（委託） 排出者	委託施設
生ごみ	生	生ごみ	週3回	ごみステーション方式	町（委託） 排出者	委託施設
資源ごみ	缶・びん・ペット類	アルミ・スチール缶	週1回	ごみステーション方式	町（委託） 排出者	委託施設 ストックヤード
		リターナブルびん				
		ペットボトル				
	紙パック	紙パック				
	段ﾎﾞｰﾙ	段ボール				
	発泡ス	発砲スチロール				
	新聞類	新聞・チラシ				
	雑誌類	本・雑誌				
	ﾐｯｸｽ	ミックスペーパー				
	紙製	紙製容器包装				
	プラ製	プラ製容器包装				
有害ごみ	蛍光管類・電池	蛍光管・電球・水銀体温計・乾電池・ボタン電池	随時	危険ごみ回収箱	町（委託） 排出者	委託施設 ストックヤード

（３）町では収集しないごみ

表7-5-3　町では収集しないごみ

分　　類	ごみの種類	処分方法等の適用
家電リサイクル法（対象機器）	テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	販売店など取扱店
自動車リサイクル法	自動車	販売店など取扱店
特別管理一般廃棄物	注射針等感染性のおそれのあるもの、家電等に含むＰＣＢ使用部品、特定の施設からの煤塵	病院等 専門機関など
危険性、引火性、有害性があるもの	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、ガソリン、灯油、ベンジン、塗料入り缶、劇薬等	販売店など取扱店
一般廃棄物の広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物のうち右欄に掲げるもの	二輪車（バイク）、ＦＲＰ船、ＰＣプリンター用インクカートリッジ、火薬類	販売店など取扱店 専門機関
適正処理困難物	タイヤ、畳	販売店など取扱店 許可業者
処理施設の機能を損なうおそれのあるもの	大量の土砂・コンクリートブロック・大木など	許可業者
動物の死体のうち右欄に掲げるもの	化製場に関する法律の獣畜、犬、猫、狐、狸、等	道知事の許可を受けた業者等
事業系ごみ	事業活動に伴って生じる一般廃棄物	＊注　(4)事業系ごみの体制計画に記載
引越ごみ	指定日に排出することが困難なもの、または分別及び排出量等により通常の収集に支障をきたすおそれのあるもの	許可業者へ依頼して収集・運搬・処分するなど、町長の指示する排出・運搬方法・運搬場所とする。

（４）事業系ごみの処理体制計画

事業系ごみは、事業者の自己責任において適正に処理することを基本としています。そのため、自ら処理または許可業者へ依頼による収集・運搬・処分を基本とします。事業者は３Ｒの推進など環境に配慮した事業活動を行い、法令を遵守し、廃棄物の適正な循環利用及び処分への取り組みに努めるものとします。

ただし、家庭系ごみの処理に支障がないと認めるときは、家庭系ごみに準じて排出することができることとします。今後は新規事業者及び既存事業者に対して基本処理への理解と協力を求めていきます。

（５）羊蹄山麓地域の一般廃棄物の処理体制計画

現在、羊蹄山麓７ヶ町村（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）の可燃ごみは、焼却処理から固形燃料化方式へと移行し、処理委託施設へ搬入されています。中間処理された固形燃料は、資源化物として再生利用されています。

６　その他ごみに関し必要な事項

（１）各種感染症対策

各種感染症に係る一般廃棄物の処理体制については関係法令や国の指針等、本町の処理形態を踏まえ、適切に対応します。

（２）災害対策

京極町防災計画（令和２年８月）第１１節「防疫計画」に定めるほか、一般廃棄物処理（収集・運搬・処分）許可業者と連携し、ごみ・がれきの清掃・処分を実施します。

（３）不法投棄対策

市街地郊外や山間部等における不法投棄を未然に防ぐため、地域や警察と連携し、町内会や周辺住民の協力のもと、監視体制の強化等を通して、不法投棄がされないような環境づくりを進めます。

第８章　生活排水処理基本計画

１　計画策定の趣旨

本町では、身近な生活環境や公共用水域の保全を図っており、令和４年度末現在、汚水処理人口普及率は91.9%、生活排水処理率は91.9%に達しており、生活環境の向上が図られています。

今後とも、生活排水の衛生処理の促進を図り、快適な居住環境づくりを進めるため、生活排水処理基本計画を策定します。

２　基本方針

１．生活排水が、公共下水道又は合併浄化槽により適正に処理されるよう、その普及促進に努める。
２．公共下水道区域内においては、下水道への接続を指導し、利用促進を図る。
３．し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理場の適正な運転と維持管理を通して衛生的に処理する。
４．町内河川等の水質保全、周辺環境へ影響を及ぼさないよう、浄化槽の適正な維持管理の徹底、生活雑排水対策など町民と一体になって展開する。

３　生活排水の排出の状況

本町における生活排水の排出の状況は、次のとおりです。

（単位：人、%）

項目			R2年度	R3年度	R4年度
行政区域内人口			2898	2838	2785
汚水処理	汚水処理人口		2742	2639	2559
		公共下水道処理	2352	2263	2169
		公共下水道処理区域外の合併処理浄化槽	390	376	390
	非汚水処理人口		156	199	226
	汚水処理人口普及率（%）		94.6	93.0	91.9
生活排水処理	水洗化・生活雑排水処理人口		2898	2639	2559
		公共下水道水洗化	2508	2263	2169
		合併浄化槽	390	376	390
		その他下水区域外流入	0	0	0
	末水洗化・生活雑排水未処理人口		156	199	226
		単独浄化槽	90	109	121
		し尿くみ取り	66	90	105
	生活排水処理率（%）		94.6	93.0	91.9

※汚水処理人口：公共下水道処理人口＋公共下水道処理区域外の合併処理浄化槽
※公共下水道処理人口：公共下水道整備区域内人口
※公共下水道：公共下水道＋特定環境保全公共下水道
※汚水処理人口普及率：汚水処理人口／行政区域内人口　×１００
※水洗化・生活雑排水処理人口：水洗化・生活雑排水処理人口／行政区域内人口　×100

４　生活排水の処理体系及び処理主体

（１）処理体系

本町における生活排水の処理体系は、次の図のとおりです。

公共下水道及び合併処理浄化槽に接続している家屋の生活排水は、処理し放流されています。単独処理浄化槽及び汲取り便所の家屋から排出される生活雑排水は、未処理のまま放流されています。し尿及び浄化槽汚泥は、羊蹄衛生センターで処理し、処理水を放流しています。

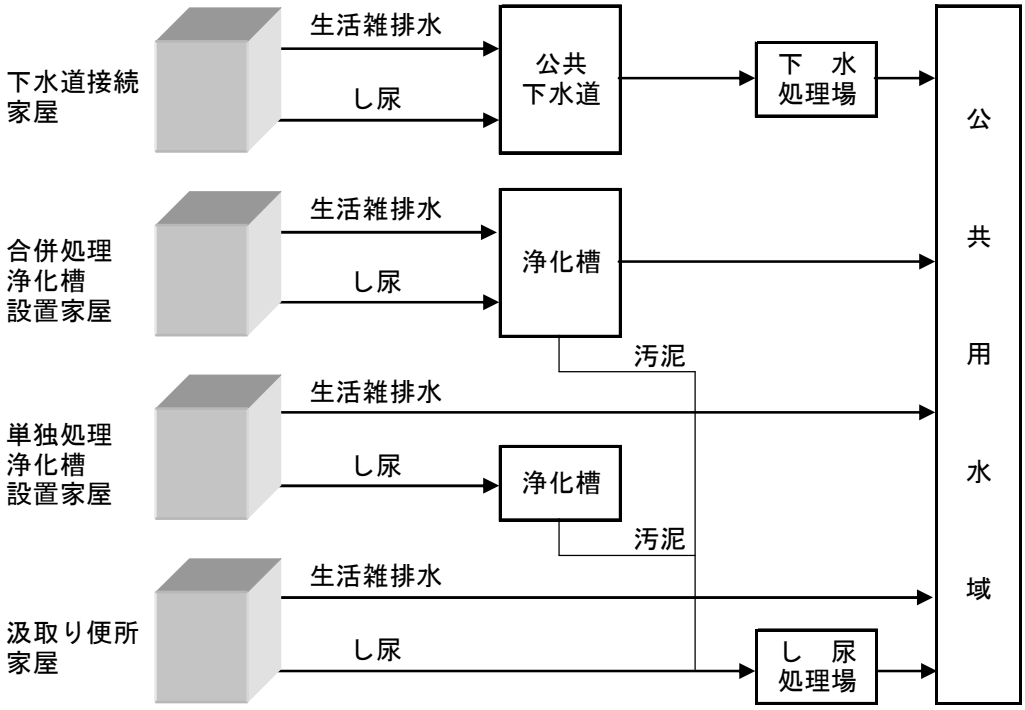

図8-4-1　生活排水の処理フロー

（２）処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次のとおりです。

表8-4-1　生活排水の処理主体

処理施設	区　　分	処　理　主　体
公共下水道	し尿・生活雑排水	京極町（京極町下水終末処理場）
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	各設置者（個人等）
単独処理浄化槽	し尿	各設置者（個人等）
し尿処理場	し尿・浄化槽汚泥	羊蹄山麓環境衛生組合（羊蹄衛生センター）
最終処分場	し尿処理場から排出される焼却灰	各構成町村の最終処分場（倶知安町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町）

５　生活排水処理基本計画

（１）生活排水処理計画

①生活排水の処理目標

項　　目	令和4年度	計画策定年次 （令和5年度）	計画目標年次 （令和15年度）
生活排水処理率	91.9	92.2	95.5%

注）平成25年度の生活排水処理率は見込み率

②計画人口

（単位：人）

項　　目	令和4年度	計画策定年次 （令和5年度）	計画目標年次 （令和15年度）
行政区域内人口	2,785	2,787	2,245
生活排水処理人口	2,559	2,530	2,719

注）令和５年度の生活排水処理人口は見込み数値

③　生活排水の処理形態別内訳

本町における生活排水の処理形態別内訳の人口の見込みは次のとおりです。

表8-5-1　生活排水の処理形態別内訳

【単位:人】

項目＼年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
行政区域人口		2787	2723	2659	2588	2528	2478	2412	2354	2306	2293	2245
水洗化・生活排水処理人口		2559	2520	2482	2444	2407	2371	2335	2300	2266	2252	2218
	公共下水道	2169	2131	2097	2063	2032	1998	1964	1931	1899	1887	1855
	合併浄化槽	390	389	385	381	375	373	371	369	367	365	363
末水洗化・生活雑排水未処理人口		228	203	177	144	121	107	77	54	40	41	27

（２）し尿及び浄化槽汚泥の処理の現状

①　し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー

令和４年度現在のし尿及び浄化槽汚泥の処理フローは次のとおりです。

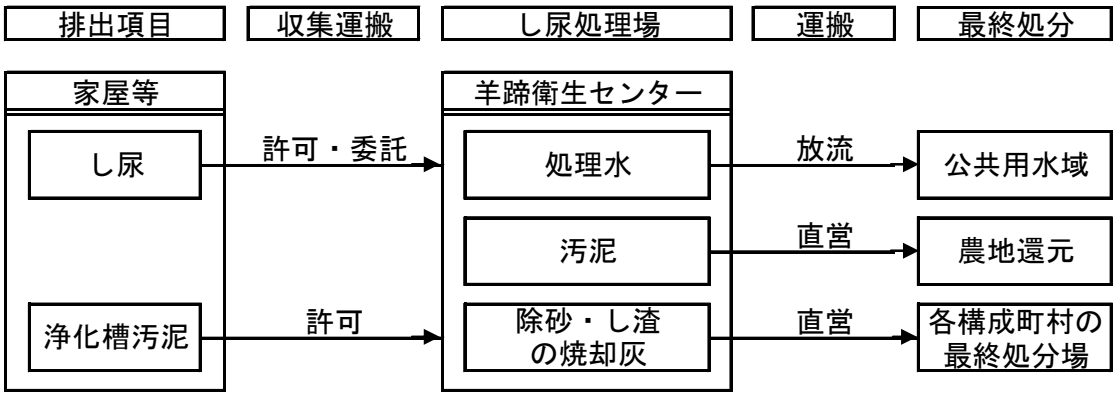

図8-5-1　し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー

②　し尿及び浄化槽汚泥の収集実績

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集実績（収集量・人数・原単位）は次のとおりです。

表8-5-2　し尿及び浄化槽汚泥の収集実績

項目	収集量(ℓ)			人数(人)			原単位(ﾘｯﾄﾙ/人･年)		
	R3	R4	平均	R3	R4	平均	R3	R4	平均
し尿	241,830	226,385	234,108	90	226	158	2,687	1,002	1,844
浄化槽	198,760	118,970	158,865	485	390	438	410	305	357
単独浄化槽	45,710	27,360	36,535	170	124	147	269	221	245
合併浄化槽	153,050	91,610	122,330	315	266	291	486	344	415
合計	440,590	345,355	392,973	575	616	596	3,097	1,307	2,202

③　し尿処理施設の概要

１）事業主体　　羊蹄山麓環境衛生組合

２）施設名称　　羊蹄衛生センター

３）所 在 地　　虻田郡倶知安町字比羅夫266番地３

４）敷地面積　　１２，７８９．４２㎡

５）施設規模　　７５ｔ/日

６）竣　　工　　昭和４４年１１月

７）処理方式　　一次処理：加湿式二段消化法、　二次処理：標準活性汚泥法

８）構成町村　　倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町

（３）し尿及び浄化槽汚泥量の予測

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量の将来予測は次のとおりです。

表8-5-3　し尿及び浄化槽汚泥量の予測

【単位：キロリットル】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
し尿	220	214	208	203	198	193	188	183	178	173	168
浄化槽	158	154	150	146	142	138	134	130	126	122	119
単独浄化槽	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
合併浄化槽	119	116	113	110	107	104	101	98	95	92	90
合計	378	368	358	349	340	331	322	313	304	295	287

（４）し尿・汚泥の処理計画

①　羊蹄山麓環境衛生組合

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、羊蹄山麓環境衛生組合（構成６ヶ町村、倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）で行っており、収集運搬計画及び処理計画については、羊蹄山麓環境衛生組合の一般廃棄物処理基本計画によります。

②　し尿・汚泥の収集運搬計画

収集・運搬は現在羊蹄山麓環境衛生組合による委託及び収集運搬許可業者により行っており、今後も、この体制を基本として継続します。

③　し尿・汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、羊蹄山麓環境衛生組合が管理する羊蹄衛生センターにおいて、適正に処理されており、今後とも事務組合と連携し、適正な処理をすすめます。

④　し尿処理施設の現状と今後の計画

羊蹄衛生センターは、昭和44年の竣工から50年以上経過しており、施設の老朽化の課題があります。今後の運営及び施設の計画について、羊蹄山麓環境衛生組合と協議・調整を図りながら検討していきます。

（５）その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について町民に周知を図るとともに、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期点検について、広報等を通じてその徹底や啓発活動に努めます。